

本誌はホームページからもご覧いただけます。

ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I



No.455

平成28年4月1日発行

Contents

- 1 年金一元化により社宅貸与や社宅駐車場に係る現物給与の取扱いが変わります … 2
- 2 「氏名、住所、振込口座の変更」は、忘れずに届け出ましょう …… 3
- 3 入社時に扶養する家族がいる方へ …………… 4
- 4 こんなときには、被扶養者申告書及び確認資料を提出してください! … 4,5
- 5 組合員証及び被扶養者証が届かなかった期間中に …… 6,7
医療機関を受診された場合等の手続について
- 6 お待たせしました! 「みらい」の募集が始まります …………… 8
- 7 平成28年4月から短期掛金率・介護掛金率が引き下げられます …… 8
- 8 組合員証等は必ず返納してください …………… 9
- 9 貸付を申し込む場合の注意事項 …………… 9
- 10 「退職共済年金」・「第2号老齢厚生年金」受給者が …… 10
再就職したときには届出を!
- 11 平成28年度の特定健診受診券を交付します! …………… 11
- 12 「歯科健診」のお知らせ …………… 11
- 13 データヘルス計画がスタートします(第3回(最終回)) …… 12
- 14 メンタルヘルス セルフケアシリーズ~第3回(最終回)~ …… 13,14,15
- 15 業務中・通勤途中の事故には組合員証等を使用できません … 16
- 16 ジェネリック医薬品は家計の特効薬です! …………… 16

連絡先等

① 各種申請・請求書等のあて先

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※毎年3月から5月初旬頃にかけて、大量の書類が郵送されてきます。各処理を迅速に行うため、必ずそれぞれの記事の右下にある担当名を記載してください。

※郵送料は差出人負担です。

② 電話によるお問い合わせ

コールセンター TEL 0120-97-8484

受付時間:午前9時~午後6時

(土、日、祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く)

※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※電話番号はお間違えのないようにお願いします。

③ ホームページ

<http://www.yuseikyosai.or.jp/>

各種手続方法等がご覧いただけます。

また、組合員の皆さまの声を募集しておりますので、お気軽にお寄せください。

年金一元化により社宅貸与や社宅駐車場に係る現物給与の取扱いが変わります

▶ 平成27年10月1日から標準報酬に新たに社宅貸与の現物給与が含まれます

被用者年金制度一元化法が施行され、共済掛金等の算定に使用する報酬の範囲を厚生年金制度に合わせることになりましたが、平成27年10月以降、以下の方法で決定した社宅貸与の現物給与(以下「社宅現物給与」という。)を新たに標準報酬算定の基礎となる報酬に含めることになりました。

$$\text{居住面積(m}^2\text{)} \div 1.65 \text{ (1畳換算)} \times \text{単価(都道府県ごと)} - \text{社宅利用料} = \text{現物給与額}$$

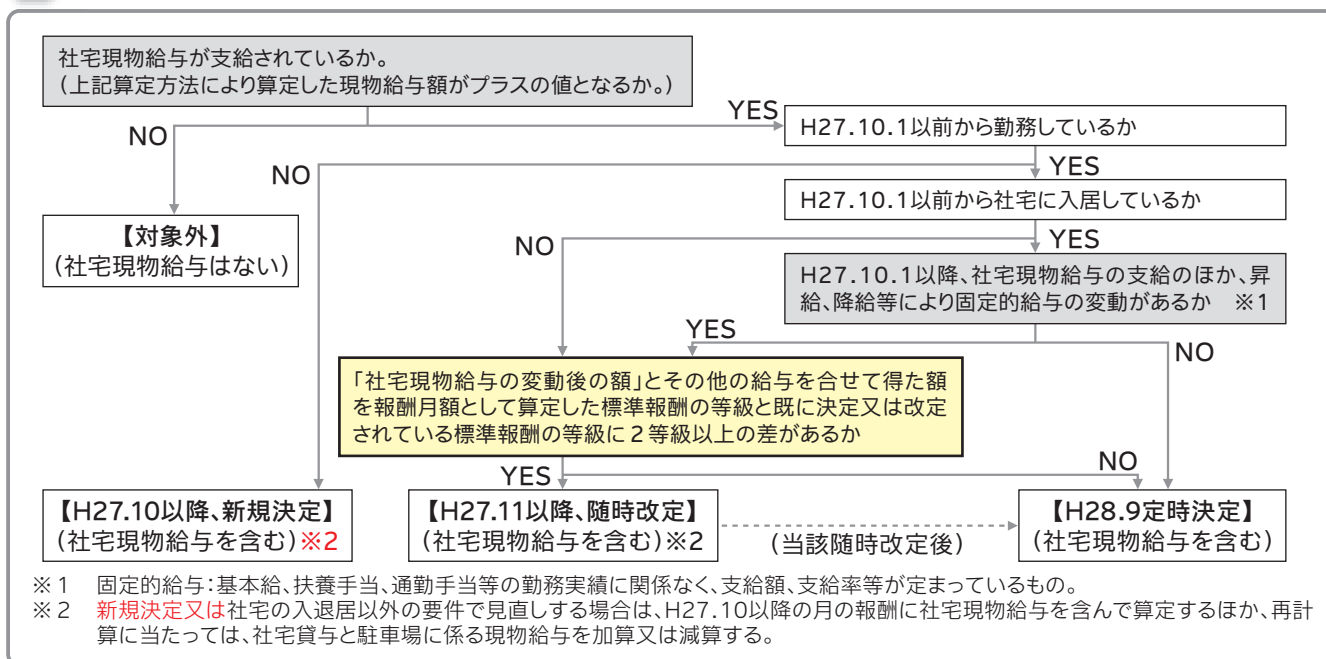
【参考】現物給与の額(試算)

規格	都市	標準価額①	社宅利用料②	現物給与の額(①-②)
a	東京23区(甲地◎)	14,312	9,720	4,592
	大阪市(甲地※)	8,826	8,328	498
	福岡市(甲地)	6,858	7,848	0
	札幌市(乙地)	5,188	7,176	0
	金沢市(その他の地域)	6,738	5,304	1,434
b	東京23区(甲地◎)	36,654	17,415	19,239
	大阪市(甲地※)	22,603	14,805	7,798
	福岡市(甲地)	17,563	13,905	3,658
	札幌市(乙地)	13,287	12,645	642
	金沢市(その他の地域)	17,258	8,235	9,023
c	東京23区(甲地◎)	57,716	32,832	24,884
	大阪市(甲地※)	35,591	29,120	6,471
	福岡市(甲地)	27,655	27,840	0
	札幌市(乙地)	20,922	26,048	0
	金沢市(その他の地域)	27,174	19,136	8,038

▶ 社宅駐車場は現物給与の対象ではなくなります

これまで社宅駐車場に係る現物給与(社宅駐車場を借りている場合の市況金額と駐車場利用料の差額)については、標準報酬算定の基礎となる報酬に含めていましたが、今回の厚生年金との一元化では、報酬には含まれなくなりましたので、現物給与から除外することとなります。

▶ 社宅現物給与の取扱いと標準報酬の改定時期は次のとおりになります



▶ 改定した結果(定時決定を除く。)、掛金を遡及精算する必要がある方については、共済組合から通知します

今回の現物給与の取扱いの変更によって、掛金を遡及精算する必要がある方については、別途、精算の時期や方法等の詳細が決まり次第改めてご連絡します。なお、遡及精算については、できるだけ早期に実施できるよう、引き続き郵政グループ各社と調整していくこととしています。

《標準報酬・任継担当》

「氏名、住所、振込口座の変更」は、忘れずに届け出ましょう

▶ 社員(組合員)の方が氏名、住所等を変更したとき

日本郵政グループ各社に勤務している正規社員(組合員)が氏名、住所又は給与振込口座を変更したときは、勤務先の総務担当へ各種届出書類を提出してください。

届出内容が集約センター等で総合人事情報システムに登録されることにより、共済システムにも反映され、変更後の氏名の組合員証等が発行されたり、共済センターからの各種送付物の送付先住所又は各種給付金等の送金先口座として使用される仕組みとなっています。

⚠ 注意

かんぽの宿等の総合人事情報システム管理対象外の事業所等に勤務する社員(組合員)は、次の表の下を参照してください。

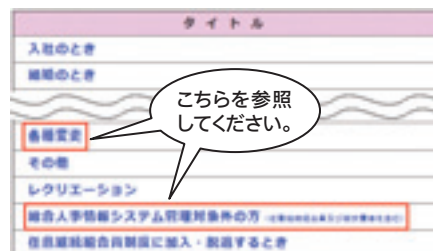
▶ 被扶養者、任意継続組合員の方が氏名、住所等を変更したとき

共済センターへ所定の届出書類を送付してください。共済センターでは、それらの書類に基づき、被扶養者証や任意継続組合員証の発行、各種送付物の送付先住所等の登録を行います。

	氏名変更	住所変更	振込口座変更
社員(組合員)	「氏名変更届」	「居住地変更届」	「給与振込取扱依頼書」
提出先: 勤務先事業所の総務担当			
任意継続組合員	「氏名等変更届出書」	「振込口座・住所 新規・変更届出書」	
提出先: 共済センター標準報酬・任継担当			
被扶養者	「氏名等変更届出書」	/	
提出先: 共済センター被扶養者担当			
被扶養配偶者 (20歳以上60歳未満に限る)	「国民年金第3号被保険者氏名変更(訂正)届」	「国民年金第3号被保険者住所変更届」	/
提出先: 共済センター被扶養者担当			
退職後、年金受給までの間に氏名又は住所を変更された方 (任意継続組合員の方は、上の「任意継続組合員」欄の届出も必要)	「住所・氏名変更届」 提出先: 国家公務員共済組合連合会(KKR) 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎 電話03-3265-8141(代表)		/
※様式については、KKRにお問い合わせください。 ※郵送料は差出人負担となります。 その他、退職後国民年金第1号被保険者の方はお住まいの市区町村年金窓口、第2号被保険者の方は勤務先、第3号被保険者の方は配偶者の勤務先にご確認ください。			

なお、共済センターに提出する書類については、共済組合ホームページのTOP画面にある「届出・申請様式」のタイトル「各種変更」及び「総合人事情報システム対象外の方(任意継続組合員及び被扶養者を含む)」を参照の上、各自印刷してご提出ください。

また、勤務先事業所の総務担当に提出する書類については、勤務先事業所の総務担当にご確認ください。



▶ 総合人事情報システム管理対象外の事業所等と社員(組合員)の手続

- 日本郵政株式会社の宿泊関係(宿泊事業部本部、かんぽの宿、かんぽの郷、ラフレさいたま)
 - 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
 - JPビルマネジメント株式会社
 - 日本郵政共済組合
- これらの事業所等に勤務している方が氏名、住所又は振込口座を変更したときは、勤務先へ所定の届出書類を提出するとともに、共済センターへ「氏名等変更届出書」又は「振込口座・住所 新規・変更届出書」を送付してください。被扶養者又は任意継続組合員の方の届出は、上の表と同様です。

社員(組合員)が氏名を変更されたときは、給与振込口座として登録しているゆうちょ銀行口座の口座名義人の氏名変更手続についても、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口で忘れずに行ってください。

《標準報酬・任継担当》

こんなときには、被扶養者申告書及び確認資料を提出してください！

▶ 被扶養者の認定・認定取消しには手続きが必要です。

組合員が扶養している家族がいる場合には、認定手続きをしないと被扶養者証(保険証)は発行されません。また、被扶養者の要件を欠いた場合には、共済組合に申告しなければなりません。

▶ こんなときには手続きを！

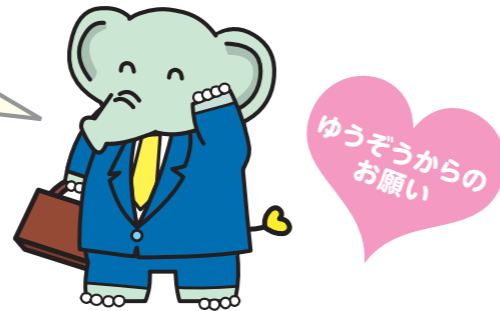
右表の事例が生じた場合には、必ず「被扶養者申告書」及び確認資料を提出して手続きを行ってください。(注)確認資料(例：住民票等)はマイナンバー(個人番号)の記載がないものを提出してください。

(注1)「被扶養者申告書」だけでは被扶養者の認定又は認定取消しの手続きは完了しません。右表の事実を確認できる資料及び認定の場合は認定要件を満たすことを確認できる公的な確認資料(住民票、所得証明書等)を必ず添付してください。詳細についてはコールセンターへ照会、またはホームページを参照してください。
(注2)20歳以上60歳未満の配偶者を認定する場合は「被扶養者申告書」及び確認資料と併せて「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認届」、認定取消しの場合は「国民年金第3号被保険者被扶養者配偶者非該当届」等も提出してください。

認定は事実発生日の翌日から必ず30日以内、認定取消しは事実発生日から速やかに手続きしてください！

▶ 認定・認定取消しの手続きはお早めに！

卒業、入学等の集中する4月前後の時期は、認定・認定取消しの手続きが集中し、平常時より時間がかかる場合があります。早めの手続きをお願いします。

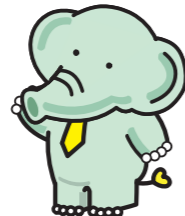


入社時に扶養する家族がいる方へ

▶ 新入社員の皆さま、ホームページを確認して、必要な手続きを行ってください。

- 新入社員の皆さまに扶養している家族(配偶者、子、父母等)がいる場合は、共済組合に手続きを行わないと、被扶養者証(保険証)が発行されません。
- 被扶養者証(保険証)が無いと、病院への支払いが10割負担になる等、不利益が生じます。
- 入社日の翌日から30日以内に手続きを行う必要があるため、共済組合のホームページを確認して、必要書類を提出してください。

退職／新規採用に伴う
手続きのご案内



このバナーをクリックしてネ！

《被扶養者担当》

提出が必要な資料

・被扶養者申告書 ・確認資料(下記参照)

こんなとき	認定手続き	認定取消し手続き
採用時に扶養家族がいる	生計同一であること、収入を確認できる資料(例：住民票、所得証明書等)	
結婚又は離婚した	結婚(離婚)日、収入を確認できる資料(例：婚姻(離婚)届受理証明書、所得証明書等)	離婚(結婚)日を確認できる資料(例：離婚(婚姻)届受理証明書又は戸籍謄本)
出生又は死亡した	出生日を確認できる資料(例：住民票等)	死亡日を確認できる資料(例：死亡診断書等)
同居又は別居した	同居を確認できる資料(例：住民票)	別居を確認できる資料(例：住民票又は住民票除票)
扶養替	扶養替する理由が確認できる資料(例：収入逆転の時は夫婦の前年分源泉徴収票等)	扶養替する理由が確認できる資料(例：収入逆転の時は同月の給与明細書等)
収入が増減した	減少(収入が限度額※未満)を確認できる資料(例：様式「給与等証明書[認定用]」等)	増加(収入が限度額※以上)を確認できる資料(例：様式「給与等証明書[取消用]」等)
※限度額：月額108,334円、かつ、年額130万円 60歳以上の公的年金受給者及び障害年金受給者は月額150,000円、かつ、年額180万円		
就職又は退職した	退職日を確認できる資料(例：辞令又は離職票等)	就職日を確認できる資料(例：辞令又は健康保険証(資格取得日が採用日となっているもの)等)
他の社会保険に加入又は資格喪失した	他の社会保険の資格を喪失した日を確認できる資料(例：他の社会保険の資格喪失証明書)	他の社会保険に加入した日を確認できる資料(例：健康保険証等)
扶養家族が自立した		自立を確認できる資料(例：所得証明書、様式「給与等証明書[取消用]」、事実申立書等)
雇用保険の受給開始又は受給終了となった	受給終了(月額3,612円以上)を確認できる資料(例：雇用保険受給資格者証(全ページ))	受給開始(月額3,612円以上)を確認できる資料(例：雇用保険受給資格者証(全ページ))
自営業を開業又は廃業した	廃業を確認できる資料(例：廃業届、直近の確定申告書)	開業等を確認できる資料(例：開業届、契約書(開店日が分かるもの)等)
障害認定により後期高齢者医療制度へ加入した		後期高齢者医療制度へ加入したことを確認できる資料(例：後期高齢者医療受給者証※) ※満75歳に達した場合は確認資料不要

《被扶養者担当》

組合員証及び被扶養者証が届かなかった期間中に 医療機関を受診された場合等の手続について

◎組合員証及び被扶養者証(以下「組合員証等」といいます。)がお手元に届かなかった期間中に保険医療機関で受診フローに従い、請求方法をご確認の上、必要書類のご提出をお願いいたします。

し、又は保険薬局で調剤を受けた場合に必要となる手続は、下記のフローの通りです。

日本郵政共済組合の組合員証の見本



組合員証が届かなかった期間中に 医療機関を受診しましたか?

はい

いいえ

特にお手続の必要はありません

1. 入社日前(認定日前)の保険証等を使用された方

(1)医療機関等への訪問(※医療機関等へ訪問の前には、医療機関等にお電話で確認することをおすすめします。)別途送付された組合員証等をお持ちの上、再度、受診された保険医療機関又は保険薬局(以下「医療機関等」といいます。)を訪問し、次の内容を申し出てください。

平成28年4月1日から日本郵政グループに就職したものの(被扶養者として認定されたものの)、組合員証等が届かなかったため、前の保険証を使用しました。組合員証等が到着したので、医療費を日本郵政共済組合に請求替えしてください。

(2)医療機関等への意思確認

医療機関等へ医療費の請求替えについて承諾の意思確認を行います。

- A 医療機関等が承諾した場合 → 手続終了
- B 医療機関等が上記内容を承諾しなかった場合 → 下記の表を参照

医療機関等が上記内容を承諾しなかった場合

- 1 数か月後、前保険者(健康保険組合等。以下同じ。)から医療費の返還を求められますので、支払期間内にお支払いください。
その際、前保険者から発行された領収証書及び診療報酬明細書(以下「レセプト」といいます。)は大切に保管してください。
- 2 以下の提出書類を作成し、共済センター給付担当へ郵送願います。
ご請求から2か月程度お時間をいただきますが、本来、共済組合が負担すべき医療費の金額をお支払いします。
- 3 提出書類
 - (1)療養費・家族療養費請求書(注) (2)前保険者へ返納した際の領収証書(原本)
 - (3)前保険者から交付されたレセプト
※前保険者からレセプトを直接、当共済組合に送付したいとの申し出を受けることもあります。
その際は「同意書」を送付してください。
 - (4)前保険者からの医療費返還についての通知文書(写)

※入社日前(認定日前)の保険証が日本郵政共済組合のものだった場合(ご両親等が日本郵政共済組合の組合員でその扶養に入っていた場合)は、上記の手続を行う前に、まず当共済組合にご連絡ください。

2. 医療機関の窓口で医療費を全額自己負担された方

(1)医療機関等への訪問(※医療機関等へ訪問の前には、医療機関等にお電話で確認することをおすすめします。)別途送付された組合員証等をお持ちの上、再度、受診された保険医療機関又は保険薬局(以下「医療機関等」といいます。)を訪問し、次の内容を申し出てください。

平成28年4月1日から日本郵政グループに就職したものの(被扶養者として認定されたものの)、組合員証等が届かなかったため、全額自己負担しました。組合員証等が到着したので、保険請求に切り替えてください。

(2)医療機関等への意思確認

医療機関等へ医療費の請求替えについて承諾の意思確認を行います。

- A 医療機関等が承諾した場合 → 手続終了
- B 医療機関等が上記内容を承諾しなかった場合 → 下記の表を参照

医療機関等が上記内容を承諾しなかった場合

- 1 医療機関等へレセプトの発行を依頼してください。
- 2 以下の提出書類を作成し、共済センター給付担当へ郵送願います。
ご請求から3か月程度お時間をいただきますが、本来、共済組合が負担すべき医療費の金額をお支払いします。
- 3 提出書類
 - (1)療養費・家族療養費請求書(注)
 - (2)医療機関等から発行された領収証書(原本)
 - (3)医療機関等から交付されたレセプト(原本)

(注) 提出書類等の様式は、日本郵政共済組合ホームページより印刷してください。
なお、コールセンターにお申し出があれば、日本郵政共済組合より郵送いたします。
(日本郵政共済組合ホームページ)
HOME>届出・申請様式>病気やけがのとき <http://www.yuseikyosai.or.jp/application/byouki/index.html>

◎提出先
〒330-0081
さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合共済センター
給付担当宛 (療養費・家族療養費請求書在中)

◎照会先
日本郵政共済組合コールセンター
TEL 0120-97-8484(代)
※ 通話料無料。平日9:00 ~ 18:00

《給付担当》

お待たせしました! 「みらい」の募集が始まります

平成28年度の団体積立年金保険「みらい」の新規加入及び口数変更(一時積増)の募集が始まります。まずは同封の「みらい」募集チラシをご覧ください。

▶ 年1回のチャンスをお見逃しなく。

募集期間

平成28年4月18日(月)～6月30日(木)

「みらい」についての新規加入・口数変更(一時積増)の申込み
または、詳しい資料の請求には「みらい」募集チラシのはがきを
切り取ってご利用ください。

《みらい担当》

平成28年4月から短期掛金率・介護掛金率が引き下げられます

平成28年4月から短期掛金率・介護掛金率を次のとおり改定します。

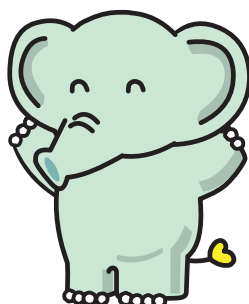
	改定後 平成28年4月から	現 行 平成28年3月まで	引き下げ幅
短期掛金率	4.790%	4.850%	0.060%
介護掛金率	0.579%	0.606%	0.027%

※介護掛金は、40歳以上65歳未満の組合員が納付対象となります。

※短期掛金率及び介護掛金率については、日本郵政共済組合のホームページにも掲載していますので、ご確認ください。

(掛金率・負担金率等) http://www.yuseikyosai.or.jp/shikumi/houshu_4.html

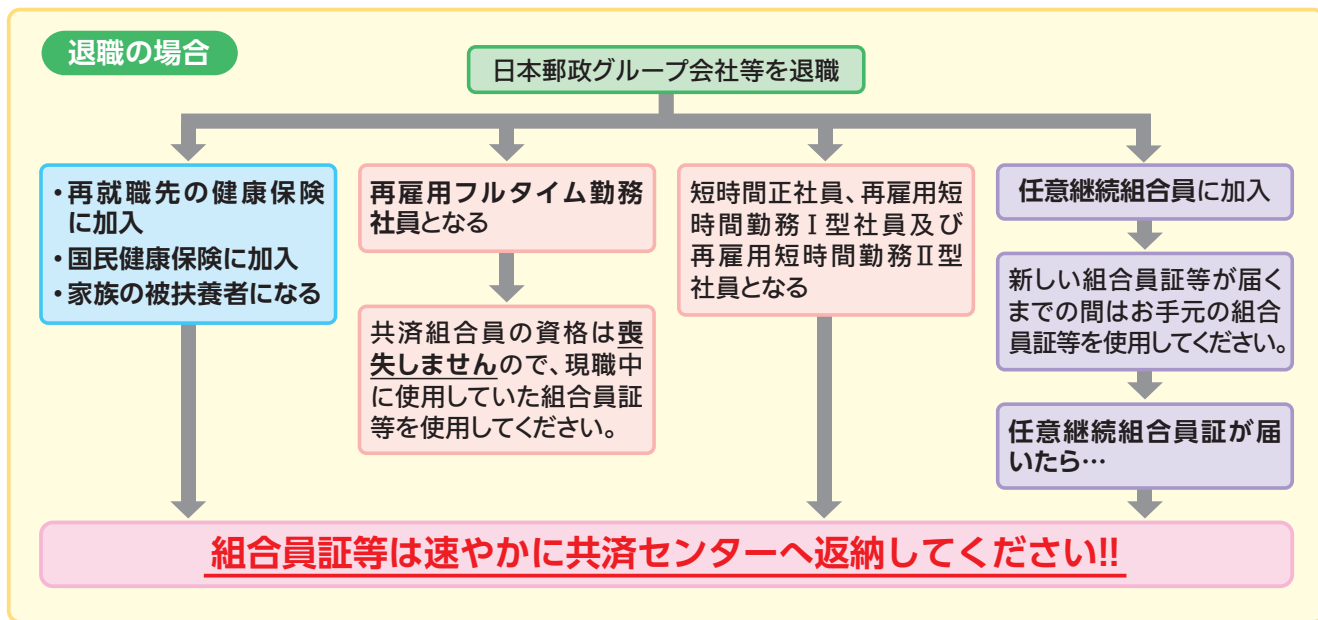
(共済組合掛金率等の変遷) http://www.yuseikyosai.or.jp/shikumi/houshu_5.html



《標準報酬・任継担当》

組合員証等は必ず返納してください

- 退職(下図参照)、短時間勤務への転換、被扶養者の要件を欠いた場合等には組合員等や被扶養者の資格を失いますので、速やかに組合員証及び家族の被扶養者証等を共済組合に返納(※)しなければなりません。
- 資格を失った後の組合員証及び家族の被扶養者証等は無効となり、病院等で使用した場合は、不正使用となり共済組合が負担した医療費(総医療費の7割～9割)を返還していただくこととなるほか、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがありますので注意してください。

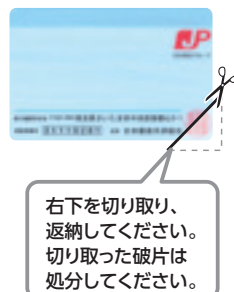


※組合員証、家族の被扶養者証等の返納方法

- ① カードの右下を切り取ってください(紙の証はそのまま)。
- ② 『「組合員証等返納票」兼「亡失届」』に記入します。
- ③ ①と②を併せて共済センターへ郵送してください。

★『「組合員証等返納票」兼「亡失届」』の様式は [共済組合HP](#) > [届出・申請様式](#) > [共済組合員証、被扶養者の認定・取消について](#) > [組合員証-08 組合員証等返納票兼亡失届](#)

郵送先: 〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当



右下を切り取り、返納してください。切り取った破片は処分してください。

《被扶養者担当》

貸付を申し込む場合の注意事項

▶ 貸付申込にあたって目的をご確認ください

貸付制度は組合員の福祉の向上を目的としているため、貸付対象の範囲は日常生活上真に必要なものであり、自己資金ではどうしても不足が生じるものに限られます。

ギャンブルや営利を目的とするもの、クレジットカード払いの代金、その他代金の一部又は全部が支払済み(特別貸付の一部を除く)のものは貸付対象とはなりません。

また、貸付に関する詳細については、日本郵政共済組合のホームページやゆうゆうライフMY共済‘12をご確認ください。

なお、支払事実の届出等に虚偽が判明した場合は、今後一切の貸付を受付できませんのでご注意ください。

《貸付担当》

「退職共済年金」・「第2号老齢厚生年金」受給者が再就職したときには届出を!

年金を受給している方(請求者も含みます)が再就職したときは、再就職届の提出が必要です。

再び、共済組合に加入した場合 (第2号または第3号厚生年金被保険者になった場合)

退職日から1日以上あけて再就職(共済組合に加入)するとき

※退職日から引続き共済組合に加入する方は届出の必要はありません。

(例)3月31日退職
5月1日再就職

再就職の例

(第2号厚生年金被保険者)

日本郵政グループのフルタイム再雇用社員、国家公務員

(第3号厚生年金被保険者)

地方公務員等

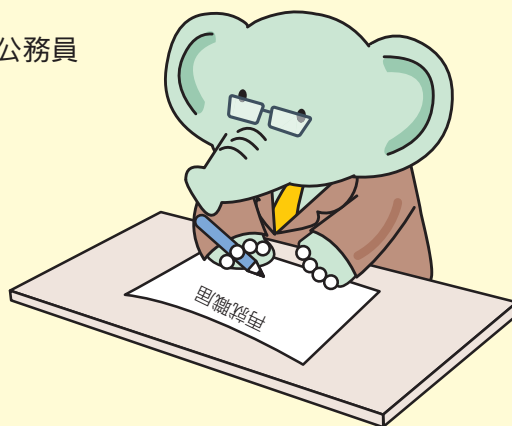
提出書類

再就職届

提出及び照会先

日本郵政共済組合共済センター 年金担当

(他の共済組合に加入する場合は、再就職先の共済組合)



在職している間(共済組合加入中)は原則として、年金の支給は停止となります。

そのため、「再就職届」の届出が遅れると国家公務員共済組合連合会(KKR)で支給調整に必要な状況の把握ができず年金の過払が発生してしまい、後で返還していただくことがありますので、ご注意ください。

民間企業等に再就職した場合 (第1号または第4号厚生年金被保険者になった場合)

平成27年10月の年金一元化に伴う実施機関間の情報連携により、民間企業に再就職した場合や私学共済の組合員になった場合には、KKRへの再就職届の提出は不要です。

再就職の例

(第1号厚生年金被保険者)

日本郵政グループの期間雇用社員(エキスパート社員等)、民間企業の社員

(第4号厚生年金被保険者)

私立学校の教員等

《年金担当》

平成28年度の特定健診受診券を交付します!

一年に一度は特定健診を受けましょう

被扶養者及び任意継続組合員が、特定健康診査の受診に必要な受診券を平成28年6月下旬頃までに発送する予定です。

受診券と被扶養者証等を健診機関へ提示することにより、無料で特定健康診査を受けられますので、受診券が届いた方は、ご自身の健康管理のために積極的にご利用ください。

また、医療機関によっては、人間ドックを受検する際に「受診券」を使用すると、人間ドックの料金から特定健診の費用を差し引いた金額で受検できる場合があります。

発送時期以前に受診券の交付を希望される方は、「特定健康診査受診券発行兼再交付申請書」を共済センターにご提出いただくか、コールセンターまでご連絡ください。

※対象者は平成28年度に満40歳から74歳に達する方で、かつ平成28年4月1日現在資格のある組合員の被扶養者と任意継続組合員の方のみとなります。

ただし、資格喪失後はご利用できませんので、ご注意ください。

なお、受診券を持参しない場合は、受診費用を全額自己負担していただくこととなりますので、ご了承ください。



《助成担当》

「歯科健診」のお知らせ

組合員の皆さまの健康増進を図るため、平成27年12月1日から無料の歯科健診を開始しました。

無料で お近くの 好きな時に

組合員(ご本人・ご家族)が受けられる!

提携歯科医院で受けられる!
(インターネットで全国の提携医院が確認できます。)

好きなメニューで受けられる!
(年に2回受診できます。)

◆ご自分にあつた内容を選べます。

一般歯科健診

歯科矯正相談

審美歯科治療相談

インプラント治療相談

▶ お申込みは「**歯科健診センター**」へ

WEB

<http://www.ee-kenshin.com/>

携帯サイト

<http://www.ee-kenshin.com/i/>

上記コールセンター

03-5210-5603 [受付時間] 9:00~18:00 (土・日・祝日は休み)

※ご不明な点はお気軽に直接、歯科健診センターへお問い合わせください。
尚、お申し込みはインターネット上からのみとなっております。



《助成担当》

データヘルス計画がスタートします(第3回(最終回))

データヘルス計画とは、国の成長戦略として医療情報(レセプト)や健診結果の情報等のデータ分析に基づき、PDCAサイクルで効率的・効果的な保健事業を実践する取組みです。

全ての健康保険組合でデータヘルス計画を推進されていますが、当共済組合においても、皆さまの健康づくりに役立つ情報提供や健康増進活動を積極的に推進していく予定です。

そこで、第3回目は、当共済組合のデータヘルス計画(概要)についてお知らせします。

第1回	第2回	第3回
データヘルス計画とは?	医療費分析・健康リスクの現況・課題等	当共済組合のデータヘルス計画(概要)

▶ データヘルス計画(概要)



第2回で解説した主な課題は、次の5つです。

総医療費
680億円。
内科(入院・外来)の受診は70%、
歯科・調剤の受診は残り30%を占めます。

1

医療費を多く要す年代
40~64歳で、医療費は年齢が高くなるほど高くなります。

2

医療費を多く要す疾患
①呼吸器系(風邪など)
②新生物(がんなど)
③循環器系(心臓病や高血圧など)で、予防可能と言われています。

3

肥満や高血圧、高血糖などの健康リスク
年齢が高くなるほど保有率は高まります。特に高血糖の健康リスクが増加します。

4

未受診者
複数の健康リスクを保有し、医療機関にかかっていない組合員は約400人です。

5

以上を踏まえ、次の2点をデータヘルス計画に掲げて実施していきます。

1

循環器系疾患のハイリスク者への指導・受診勧奨

2

医療機関へかかっていない組合員及び被扶養者のうち、特に優先度が高い複数リスク保有者への受診勧奨

下表は27年度に策定したデータヘルス計画の実施計画及び目標・評価指標の一例です。

当共済組合は、データヘルス計画に基づいて、循環器系はじめとする疾患の重症化を抑える等、組合員及び被扶養者の健康維持に繋げ、ひいては当共済組合の医療費の適正化を図っていきます。また、毎年度、組合員の健康リスクを把握の上、PDCAサイクルにより次年度の取組みをスパイラルアップしていきます。

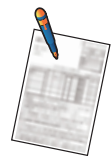


表 データヘルス計画の実施計画及び目標・評価指標(一部抜粋)

事業区分	事業名	事業目的及び概要	対象			実施計画	評価指標		
			属性	年齢	対象者		平成27年度	平成28年度	
新病	重症化予防支援	【目的】循環器疾患の合併症、併発病や発症による重症化率の低下(重症化率の抑制を目指す) 【概要】重症化予防支援及び医療機関への受診勧奨を目的とした保健指導を実施し、重症化防止プログラムの実施	組合員	40 ~ 74	全員	2	・25年度の循環器系のハイリスク者340人(うち未受診者314人)	・対象事業者を設定(基準の設定)	・対象者を設定し、効果的な支援を実施
	医療機関への受診勧奨	【目的】健診結果が受診勧奨対象にあるハイリスク者を早期受診に繋げる【概要】患状と血圧に注目し、早期受診を促すための個別受診勧奨を実施し送付	組合員	40 ~ 74	全員	2	・25年度の40歳以上の組合員のうち、受診勧奨リスクがあるにせよ受診していない者が特に優先度の高い複数リスク保有者は403人	・対象事業者を設定(基準の設定)	・対象者を設定し受診勧奨を実施

注1 1. 健康診査

注2 2. 第二次予防(早期発見・早期対応・重症化予防対策)

《助成担当》

日本郵政グループ各社のメンタルヘルス相談窓口

日本郵政グループ各社では、社員の生活や仕事上の悩み、不安、健康上の相談を受けるため、次のとおり各種相談窓口を開設していますので、今号で紹介します。

いずれの相談窓口も相談者のプライバシーは厳守されます。

▶ 健康管理施設等 「こころとからだの健康相談」

日本郵政株式会社では、全国の健康管理施設等に、相談窓口「こころとからだの健康相談」を設置し、医師や保健師等が、社員の仕事や生活に関する悩み等の相談に応じています。全国どこの相談窓口をご利用いただいても、相談料は無料です。

開催箇所は14～15ページをご覧ください。

なお、開催箇所等の更新情報は、各社のポータルサイトをご覧ください。

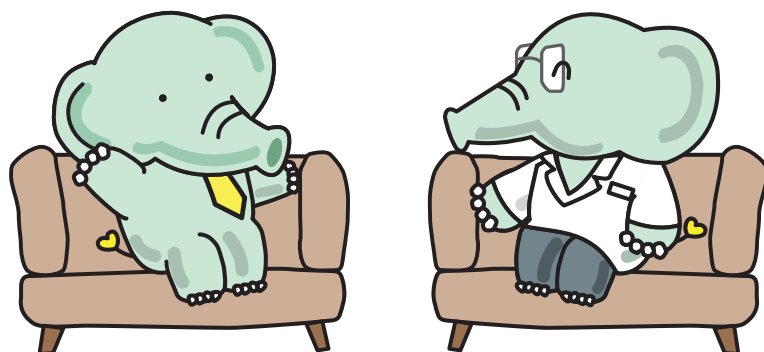
▶ カウンセリングサービス

日本郵政グループ各社では、社員の仕事や私生活上の問題解決を支援するため、カウンセリングサービス提供会社に委託し、各種カウンセリングサービス(面談・電話相談・Web相談)を提供しています。

詳細は、各社のポータルサイトに掲載していますので、ご覧ください。

▶ 《照会先》

各種相談窓口の対象者等につきましては、各社のポータルサイトをご覧ください。勤務先の担当者の方へお問い合わせください。



業務中・通勤途中の事故には組合員証等は使用できません

業務中・通勤途中の事故は、けがの程度にかかわらず労働災害です。

労働災害の場合、第三者による事故であっても、組合員証等を使用して保険診療を受けることはできません。

医療機関で受診される際には負傷した原因を詳しく正確に伝え、業務中・通勤途中に負傷された場合は最初から労災保険の扱いで治療を受けてください。

なお、労働災害以外で、第三者の加害による傷病で治療を受けた場合、その治療費は加害者が全額負担するべきものですが、やむを得ない事情等により組合員証や被扶養者証を使用して保険診療を受けたときは、後日、共済組合が治療費(本人負担分を除く、以下同じ)を加害者に請求します。

このため、加害者から、治療費を払う旨の「承諾書」をお取りいただく場合があります。

また、第三者の加害による傷病で組合員証や被扶養者証を使用して医療機関等へ保険診療による受診を希望される場合は、共済組合へ加害内容等について申告をする義務が発生しますので、速やかにコールセンターまでご連絡ください。

※ただし、第三者の加害による傷病であっても、組合員証や被扶養者証を使用しなかった場合は、共済組合への申告は不要です。

第三者加害の例

- ・交通事故にあった
- ・同乗した車が交通事故にあい怪我をした
- ・暴行を受けた
- ・他人の飼い犬に噛まれた
- ・仕出し弁当等で食中毒になった

《給付担当》

ジェネリック医薬品は家計の特効薬です!

▶ ジェネリック医薬品とは?

先発医薬品の特許期間が切れた後、他のメーカーにより製造され、厳しい審査により先発医薬品と同等の有効成分で安全性が認められている安価な後発医薬品のことです。

▶ ジェネリック医薬品のメリット

1. 皆さまの医療費の自己負担が軽減されます!

- ・開発期間が短く済むため、先発医薬品より安価です。
- ・中には5割以上価格が安いものもあり、慢性疾患・長期服用の方は恩恵大!

2. 皆さまの共済掛金の引き上げ抑止に繋がります!

- ・共済組合が負担する医療費も軽減されるためです。

3. 飲みやすさが改善されています。

- ・味・形状を変えることで、飲みやすくなった薬が多いのが特徴です。

▶ どれくらい安くなるの?

【例】365日服用すると仮定 ※ジェネリックの中でも安いタイプを使用した場合

	高血圧	糖尿病
先発医薬品(自己負担3割)	約7,282円	約12,549円
ジェネリック※(自己負担3割)	約1,336円	約5,453円
差額は?	約5,946円	約7,096円

(参考)日本ジェネリック医薬品学会リーフレット「ジェネリック医薬品について」

《給付担当》